令和８年１０月２２日

廿日市市長　松本　太郎　様

廿日市市特別職報酬等審議会
会　長　　澁　谷　　憲　和

特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和８年１０月２２日付けで諮問のあった市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額及び期末手当の支給率について、次のとおり答申する。

１　答　申

(1)　報酬等の額

区　分	現行（月額）	答申（月額）	改定額
市　長	965,000円	965,000円	0 円
副市長	785,000円	785,000円	0 円
教育長	722,000円	722,000円	0 円
議　長	540,000円	540,000円	0 円
副議長	500,000円	500,000円	0 円
議　員	460,000円	460,000円	0 円
政務活動費	30,000円	30,000円	0 円

(2)　期末手当の支給率

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率は、一般職の期末手当及び勤勉手当を併せた支給率とする。

２　理　由

現在の社会経済情勢として、物価上昇や民間企業の賃金引上げが進んでいるものの、本市の特別職の報酬等は、他の地方公共団体と比較しておおむね均衡が図られており、前回改定から２年しか経過していないことや、本市の財政状況がやや厳しい状況であること、また、市民感情等を総合的に勘案した結果、現状においては、現行の特別職の報酬等の額を据え置くことが妥当であると判断した。